

して起り、民黨は好材料として新聞に雜誌に又言論時代は此の時より熾烈となつて各地各所に批政を糺り民權黨叫ぶ、政府は又頻りに法規を設けて防衛に力めたが如何せん爰に閥族致命的大事件が勃發して内閣の基礎を揺がすに至つた、其の大事件とは何か、即ち北海道に關する

官有物拂下事件である。明治二年七月始めて北海道に開拓使を置き、四年八月黒田清隆を以て其の長官として開墾事業に従事せしめた、爾後十餘年間に亘つて支出した金額は實に一千四百十萬圓の巨費を致し、東京大阪敦賀等の倉庫、函館船塢官有地、七重勸業試験所、根室牧場、札幌牧場、大野養蠶所、製紙所、麥酒製造所、葡萄酒製造所、同酒製造所、諸繩詰製造所、製毛、製鋼所、煉龍丸、玄武丸、汽船風帆船、工作所其他施設大に成り初めて利を見んとする時に際し、政府事業とし今後を持続するも其の費す所を償ふに足らず寧ろ民間に拂ひ下るが利益であると云ふ黒田の説を容れて事は極つた。これより先き黒田の腹心たる開拓使大書記官安田定則、同權大書記官折田平内、金井信之、鈴木大亮等は辭職し野に下つて居つた、これ等が運動者となつて居る、其處に薩の五代友厚、長の中野梧一（皆官職にあつた者）これに藤田傳三郎が加はり大阪で營利事業を造つて居つた人物等が連絡を取つて、前記の動産不動産一切を拂下ぐる約が出来た、そして其

の金額は僅に三千萬圓、のみならず三十ヶ年賦で無利子だ、只貰ふと同じではないか。

此の請願者も薩長、許可する者も薩長、此の間の消息は自ら明かである。爰に於て大隈は條理不當の上にて憤激すると同時に、薩長の勢力を踏み散らすも此の時なりと私に喜んだ、閣議に際し堂々と其の不可を鳴らして反對するので容易に解決が出来ない、折柄陛下東北の巡幸あらせらるゝを幸ひ大隈を陪從させ留守の間に閣議を纏めるの策で聖駕に扈從するやうにした、併し大隈腹心の徒が政府部内にあるを以て細大盡く明るので、例の如く民間に内通を怠らぬ、且つ此の事件の如きは私曲も最も甚だしい出来事なるを以て其の騒ぎは非常で各新聞雜誌は一々例を擧げ筆を揃へて論難に當つた「薩長藩閥か私曲を弄し民政を紊し國政を私事に壟斷する是くの如し、此批をを除くは立憲政治を施かざる可からず」と云ふに歸結し言論界も異口同音に高唱するより、民衆の思潮を衝動した事も亦非常であつた、此際板垣退助も中島信行等を従へて各地の遊説に着手したが拂下け事件は大隈を主力とするを以て之には關せず自分は年來の主義たる民權論を高唱して近畿より東北に向つて遊説した。斯くの如く官僚も前後に敵を受けて攻撃さるゝが爲め只狼狽するのみで、先づ拂下事件は大隈の反對と民論によつて挫折するのみならず、藩閥には好ましからぬ民選議員の設置

までも却て餘儀あるの運命を招致するに至つたのである。

### 民選議院建白

國會開設の段取りとなる板垣副島等の作成になる民選議院設立建白書を記さう

### 民選議院設立建白書

臣等伏して方今政權の歸する所を案するに、上帝室に在らず、下人民に在らず、而して獨り有司に歸す、夫有司、上帝室を尊ぶと言はざるに非ず、而して帝室漸く其尊榮を失ふ、下人民を保つと云はざるに非ず、而して政令百端、朝出暮改、政刑情實に成り、賞罪愛憎に出づ、言路壅蔽、困苦告るなし、夫れ是の如くして天下の治安ならんことを欲す、三尺の童子も尙其不可なるを知る、因仍改めず、恐らくは國家土崩の勢ひを致さん、臣等愛國の情自ら已む能はず、乃ち之を振救するの道を講求するに、唯天下の公議を張るに在るのみ、天下の公議を張るは民選議院を、立つるに在るのみ、則ち有司の權

限に所ありて、上下其の安全幸福を受くるものあらん、請ふ遂に之を陳せん、夫れ人民政府に對して租稅を拂ふの義務ある者は乃ち其政府の事を與知可否するの權理を有す、是天下の通論にして、復讐々臣等之を費言するを待たざる者なり、故に臣等竊に願ふ、有司亦是大理に抗抵せざられんことを、今民選議院を立つるの議に拒む者曰く、我臣不學無智未だ開明の域に進まず、故に今日民選議院を立る、尙應さに早かるべしと。臣等以爲らく、若果して眞に其謂ふ所の如きか、則之をして學且智而して、急に開明の域に進ましむるの道、則民選議院を立つるに在り、何となれば即ち今日我人民をして學且智に開明の域に進ましめんとす、先づ其通曉權利を保護せしめ、之をして自尊自重天下と愛樂を共にするの氣象を起さしめんとするは、之をして天下の事に與らしめんとするに在り、是の如くして人民其の因陋に安んじ、不學無智自ら甘んずる者未だ之あらざるなり。而して今其の自ら學且智して自ら其の開明の域に入るを待つ、是殆と百年河清を待つ類なり、甚だしきは即ち今遽に議院を立つるは是れ天下の愚を集むるに過ぎざる耳と謂ふに至る。而して其の人民を視るの度如たるや、有司中、智巧固より人に過ぐる者あらん。然れども安んぞ學問有識の人、世復諸人に過ぐる者あらざるを知らんや、蓋し天下

の人、是の如く蔑視すべからざるなり、若し將た蔑視すべきものとせば、有司亦其中の一人ならずや、然らば即ち、埒なく是不學無識なり、僅々有司の専裁と人民の輿論公議を張ると其賢愚不肖異して如何ぞや、臣等謂ふ、公事の智亦之を維新以前に視る、必ず其進みし者ならん何となれば人間の智識なる者は必ず其之を用ふるに従つて進む者なればなり。故に曰く民選議院を立つる、是即ち人民をして學且智に而して急に開明の域に進ましむるの道なりと、且夫政府の職其宜しく奉じて以て目的となすべきもの、人民をして進歩するを得せしむるに在り。故に早昧の世、野蠻の俗、其民猛暴悍、而して従ふ所を知らず、是時に方て。政府の職固より之れをして従ふ所を知らしむるに在り。今我國既に草昧に非ず、而して人民の從馴なる者、既に過甚とす、然らば即ち今日我政府の宜しく以て其の目的とすべき者即ち民選議院を立て、我人民をして其政爲の氣を起し、天下を分任するの義務を辨知し、天下の事に參與せしむるに在り即ち國の人、皆同心なり夫政府の強き者、何を以て之を致すや天下の人民皆同心なるならばなり、臣等遠く舊事を引いて之を證せず、且昨十月政府の變革（征韓論を云ふ）に就て之を驗す、爰々乎として其の危い誠、我が政府の孤立するは何ぞや、昨十月政府の變革、天下人民の之が爲めに喜感

せし者幾らかある、昔これが爲めに喜感するのみならず、天下人民の茫として之を知らざる者、十にして八九に居る、唯兵隊の解散に驚くのみ、今民選議院を立つるは即ち政府人民の間に情實融通、而し相共に合て一體となり國始めて以て強かるべし、政府始めて以て強かるべきなり臣等既に天下の大理に就て之れを究め、我國今日の勢に就て之を實にし、政府の職に就て之を論じ、及昨十月政府の變革に就て之を驗す、而して臣等を自ら臣等の説を信する事愈々篤く、切に謂ふ今日天下を維持振起するの道、唯民選議院を立て、天下の公議を張るに在るのみ、其の方法等の議の如き、臣等必ず之を茲に言はず蓋し十數枚紙の能く之を盡すものに非れはなり、但臣等切かに聞く、今日有司自重の説に縋りこと多く因循を務め、世の改革を言ふものを目して輕々進歩として之を拒むに尙早きの二子を以てすと、臣等謂ふ又之を辭せん。夫れ輕々進歩と云ふ者、固より臣等の能く解せざる所、若し果して事倉卒に出づる者を以て輕々進歩とするか民選議院なる者は、以て事を鄭重にする所者なり、各省和せずして變更の事、本末緩急の序を失し、彼此の施設相視ざる者を以て輕々進歩とするか、此れ國に定律なく、有司任意放

る可し、夫れ進歩なる者は天下の至美なり、事々物々進歩せずんばあるべからず、然らば則ち、有司必ず進歩の二字を罪する能はず其の罪する所必ず輕々の二字に止まらん、輕々の二字、民選議院と會つて相關涉せざるなり。

尙早きの二字の民選議院を立つるに於ける、臣等曾に之を解せざるのみならず、臣等の見正に之と相反す、如何となれば、今日民選議院立つるも、尙恐らくは歲月の久しきを待ち而して後始めて其の十分完備を期するに至らん、故に臣等一同も唯其の立ことの晩からんことを恐る、故に曰く臣等唯其反對を見るのみと。

有司の説又謂ふ、歐米各國今日の議院なるものは一朝一夕に設立せしめられたるに非ず、其の進歩の漸を以て之を致せし者のみ、故に我今日俄に之を模するを得ずと、夫れ進歩の漸を以て之を致せし者、豈獨り議院のみならんや、凡百學問技術機械皆然るなり、然るに彼れ數百年の久しきを積むて之を致せしものは、蓋し前に成規なく、自ら之を経験發明せしなればなり、今我れ其の成規を擇んで之を取らば、何ぞ企て及ぶ可からざらんや。

若し我れ自ら蒸氣の理を發明するを待ち、然る後初めて蒸氣機關を用ふるを得べく、電氣の理を發明するを待ち、然る後始めて電信の線を架するを得べきとするか、政府はまさに手を下すの事なかるべし。臣等既に已に今日我國民選議院を立てずんばある可からざる所以、及今日我國民進歩の度、能く斯の議院を立るに堪ゆることを辭論する者は即ち、有司の之を拒む者をして國を籍する所なからしめんとに非ず、此の議院を立つる、天下の公論を伸張し人民の通義權利を立て、天下の元氣を鼓舞し以て上下親近し君臣相愛し我帝國を維持振起し、幸福安全を保護せんことを欲してなり、請ふ幸ひに之を擇びたまはんことを。

建白者は、内治の改良よりも國權の擴張を主と爲し、人民の利害よりも國家の榮辱を先きとした論であつたのである其の意見主義から云はば保守黨の系統に屬するものである、然るに彼等は其の衣冠を變じて急進黨となり、堂々として、民選議院の題目を掲げ來り行動は恐らく政府の意表に出でたるを疑はざるを得なかつたであろう。當時、宮内省四等出任加藤弘之は早くも尙早論を發表したが兎に角民選議院の建白は民間に新しき政治問題を興へ自由思想の發展を促すの動機となり政界の失意者に対して政府攻撃の利器を興へせし

めたのであつた。從來政權の興衰に何等新しき興味を持たなかつた國民は茲に目覺めて個人の權利を唱え政界の得失を批判するに至つた即ち當時であつた。諸所に新聞の新設を見元來が單に歐洲事情又は社會事情の報導にのみ重きを置き來つた新聞が國民の權利を唱導し以て民論の喚起に努め漸次其の價値を現はしたのである。

東北巡幸を終らせ還御あらせられた即夜聖天子は俄に大臣參議を正され御前會議を開き、國會開議を二十三年とするとの勅裁となつて翌日大詔は煥發せらるゝに至つた。藩閥の私曲は引いて此展開を見るにまで至つた、之れ正に官僚の敗北を意味するものにして、人民の喜びは自ら涙の下がるを覺えた。

### 改進黨の萌芽

これより先き薩長藩閥は大限を憎む事一通りでない、斷然彼れを排斥するの聲が留守中に決せられ、東北より歸るや直に論旨免官の辭令を交附した、と同時に其の腹心の更張たる太政官書記官矢野文雄、統計院少書記官牛場卓造、同權少書記官大森毅、同尾崎行雄、外務權大書記官中上川彦次郎、同權少書記官小松原英太郎

會計検査院一等検査官小野梓、農商務大書記官半田元學、同權大書記官中野武營、大藏權少書記官森下岩庵、文部權大書記官島田三郎、同權少書記官田中耕造、次いで右驛遞總監前島密、判事北島治房、農商務勸業野敏録等も前後して辭職した之れ等が一團となつて政府攻撃に移り、遂に大限が立憲改進黨の領となつて起つに至らしめたのは之に因をなすのである。

### 政府の反間苦肉策

自由、改進黨の起つた原因は、二つながら廟堂の權勢偏重によるが爲めて均しく藩閥を敵とする者であるが、其の主義と行動は大なる差があつた。佛國流の思想に養はれ往々煤急熱烈の行動を取つたのは自由黨であつた、此風潮に對し反動的な思想を起す者も少くなかつた。之に乗じて改進黨は英國流の秩序的行動を好んで起つた、加ふるに二局議院論を唱へるのであるから、反政府主義は一であるが到底自、改の今一は出来ない性質を有して居る、其處で此處に新な一事業が生ずる事となつた、それは黨派と黨派との抗争である、互に攻め相撃つて得るものは互の疲勞である、黨争を盛んならしむるだけ政府は小康を得るのであるから

に中傷離間策を弄して攪ぜ返し、他面には法規を楯に黨人を檢束する手段を取るものであるから此際は政府も豫期せざる利を見たのである、加ふるに右二者に對して福地源一郎、水野寅次郎、丸山作樂等が主腦となつて立憲帝政黨が起つて政府を擁護する事となり自由黨は日本國體の破壊を企てる者で亂賊の集團なりと論詰して黨外の民心を煽揚するに力めた、其の効果空しからず、板垣を國賊の首魁と見て、岐阜の演說會に七首を板垣胸に酬ゆるに至つたのである。

御用新聞の力によつて板垣を刺すまでに至らしめたのは政府としては一の成功であつた、而して又一つの苦肉策が成功する事となつた、それは板垣の遭難後、後藤象次郎と共に歐州巡遊の途に就いた事で、政府は忽ち之に乗じて彼等の洋行は政府が金を與へて爲さしめたと言ふ流言を放つた。金の無い者が此舉に出たのはおかしい、或ひは買収されたかも知れぬと言ふ疑ひは起りさうな事で、黨内に洋行可否の議論が沸騰した結果遂に分裂の端を開くに至らしめたのであつた。

次に改進黨の勢力を削ぐ事に向つて政府は又反間の策を弄した、それは斯うだ。改進黨の糧道は何處にあるか、大隈と岩崎との舊縁は彼の黨員が座食して政黨運動を爲す所以である、改進黨が盛々たる勢ひを以て

自由黨の領内にまで喰入らんとする運動は一に岩崎即ち三菱の後援によるものである。と言はしめた。民衆は又此策に引つ懸つて續き出し、自由黨も亦敵黨の旺盛は喜ぶところでないから打つて倒すべしの勢ひで當り盛んに攻撃をはじめた之に乗じて農商務太輔品川彌次郎は三菱會社に下附して居る保助金を撤廢し、又海運界を獨占する三菱の爲めに苦しめられて居る各地の豪商を糾合して共同運輸會社を起して脅威せしめた自由黨も各地荷主の不平を聞き益々歩を進め新聞紙に、偽黨撲滅、海坊主退治、の題下で攻撃するより天下翕然として改進黨と三菱の猛撃に移つた、之によつて民黨の得る處は、自改兩黨の反目の度を深くした事と此騒ぎの間政府攻撃の手を休めて安んじられた事位で、害のみを受けた反對に政府は策が巧みに當つた事を喜んだのであつた此騒ぎをひそめたのは十六年の五月の交てその六月に歐州より板垣歸朝し、七月には岩倉具親が死し、八月に伊藤博文が歸朝した、この六つの事は政界に變化の機運を促した。

### 一時的超然主義

伊藤が歸朝して政府と政黨との状態を觀るに自由黨の腕力沙汰は政府の高壓策が醸成するかの模様がある

故に政府は政争に超然たらざる可からずと云ふ主張の下に先づ與黨たる帝政黨に關係を絶ち自由行動を取らせる事とした。元來愛國の熱情より起つたものでなく、政府を援護せん爲めの帝政黨として起つたのであるから、金穴たる政府に離縁状を受けては呼吸の止まつたと同一で茲に解黨の餘儀に至つた、之は伊藤の心算が稍政黨の尊重に傾いた事を示すものとせねばならぬ、即ち高壓政策者たる山縣の參事院長を解き、又樺山資紀の警視總監を海軍に轉じた事も從來の政策を變更した證據で、誠に賞すべき着眼ではあつたが又行き詰つて了つた。

### 反動的一大高壓策

十七年の福島事件を初めとして、高野事件、加波山事件、飯田事件、名古屋事件と自由黨員の國事犯は頻々として起つて来る、伊藤の政黨尊重も斯うなつては身に危機が迫るので溫和の手段も反動的高壓となつて、山縣の取る軍隊警備萬能主義で當り出した。歸朝後の板垣も亦内地の政治運動が統一もなく節制もなく又効果もなくして只壓迫の手の峻嚴には峻嚴を加へ來たるを觀て、此の儘に從來の方法を取る時は政黨は窮

地に陥るの外はない、一時解黨して新裝新設の運動は出てねは現狀の策なしと観破したので大阪に大會を開いて解黨を斷行した、改進黨も亦解散する事となり、政黨は官僚の爲めに遂に屈伏せしめたのである。

### 全權横暴の弊

内閣の更迭には常に政敵の容喙が入らざることなく、殆んど政敵の如き觀を呈せしむるに至つたのは抑々何に原因するか、之は一に保護政策の餘殃たるべきものと言はねばならぬ。彼岩崎を援助して三菱會社を起こさしめ海運權を獨占せしめたるを初めとして、一たび改進黨撲滅の爲め品川が援助運を撤回したるも別に保護して共同運輸會社を作らしめ、而して十八年十月十一日又之を三菱と合同せしめて毎年八十八萬圓を援助する事とした、彼等は事業より多くの利益を擧ぐるが更に巨額の援助を受けるが爲めの金力は隆々たるものである、故に大隈系を生じ、井上系を生じ、松方系を生じ、系には系を通じて朋黨私懐の行動をなし、爲めに財閥の權威は常に内閣々僚の進退を制御するのみならず、内閣其物の死命をも左右する事となつたのである、其れも國家本位よりするの行動ならば素より問題はないが、何れも個人を本位として常に政争の具と

なつて實現するに至つては、吾人は之れに對し此の愚癡に對して實に云ふべき語を知らぬ、日本は文物百數は貧弱ではあるが朋黨私擅の人物には頗る豊富である事を自慢をせねばならぬ國であらうか。

歐化主義の失敗

十八年土井憲太郎等の大阪事件に依つて民黨の活躍も一段落を告げ、政府も總に意を安んじたか來たる大問題は二十三年の國會で、之れに當るべき施設をなし、壘を堅くすべく官制を改革するに至つた。即ち從來の太政官各省卿を廢して内閣を組織し、總理大臣を置き、下に各省九大臣を定め宮中と府中の別を明かにした、官府を内閣と稱するのは此時より初まつたのである。其各大臣は、總理—伊藤、内務—山縣、外務—井上、大藏—松方、陸軍—大山、海軍—西郷、司法—山田、文部—森、農商—谷、逓信—榎本、て薩長各四名宛て成立つた、而して總ての制度を更新し、條約改正に、地方自治に、財政整理に、其他各大臣大に緊張して革新に力め民軍の突撃に備へた、先づ國民を驚倒せしめた事は假面的歐化主義で、一に條約改正を圓滑ならしめんの策、鹿鳴館に各國使臣を招き大舞踏會を催し、平常威容尊大鹿つめらしい舞をし居る各大臣連

を始め夫人令嬢も共に、鎧を着る、鬘を付ける、草刈娘になる、直垂を着る、思ひ思ひ意匠を凝らして舞踏場を練り廻るのである、斯う云ふ事を屢々行ひ、長夜の宴を張つて各國の歡心を買一は文明國的態度を示すのであつた、此滑稽撃馬鹿くしい遣り方に、アツト云つた口の閉がらぬのは國民許りてなく、一つ穴の關係中にも卒倒するほどに驚いだ者があつた。

これより前新内閣を作つた當時正直銘な農省務大臣谷干城が藩閥の都合やなぞで閣員との相合が面白くない、洋行させたら角も取れて好からうと云ふので歐洲視察に出した、其れが此舞踏騒ぎの盛んな折歸朝したので一緒になつてお取持ちをするかと思ふと吃驚仰天の有様で所勞と稱して内閣にも出て來ない、そして斯かる禮容儀裝の粉飾の如き姑息手段で條約改正を利せんなどは兒戲であると罵倒する、加ふるに樞密顧問官勝安房、海軍大臣西郷從道、内閣顧問官黒田清隆等同意見で各無意味であると云ふ意見書を出すに至つた殊に滑稽な事舞踏國は本家本元の司法省屈ボアソナードまでが、こんなな粉飾的手腕では効果はないといふ意見書を出すに至つたは、流石の伊藤井上も期對の甚だしい相違に驚かされた、中にも谷の意見書は猛烈なるが上に關係の面前で叱責するに至る猛襲に出て遂に辭職して了つたので民間の同情と尊敬とは湧くが如



くに起こつた、又一方民間離伏の巨頭板垣後藤等が一時に驟起し政府攻撃の運動に着手し、流石の歐化官僚連も假裝の兎を脱ぐの止むなきに至つたのは笑止千萬であつた。

### 薩長交互内閣の因

假裝舞踏會は明治二十年の春より始まつて五月に失敗の幕は下された、同時に條約改正は諸般の法律完成の後にすべしといふ事を各國全權委員に通じて一時中止とし、法律取調所を外務省に置き井上が委員長となつて素志の貫徹に力めたが輿論は日に甚だしく遂に内閣の動搖となつて其の九月井上は宮中顧問官となつて伊藤が外務兼任、谷に跡に黒田清隆を入れて農相とし、その他異動を行つたが民論は委然たりて、又高懸策に出で保安條例を設け在京の志士五百七十人を放逐する等山縣内相得意の腕を振ふのであつた。伊藤は井上が宮中に轉じ藤岡巨頭の黒田が入閣となつて頗る孤獨の感を爲すと同時に幾分責任を感じ、緩和策として民間にある大隈を擧げて外相となし自己の失敗を軽減せんとした、そして除々に内閣を投げ出す策を講じたが其の儘に離るゝけ忍びざるところで、更に一策を考へた其れは最高顧問府たる樞密院なるを新に設けた

のである、自分は内閣を渡しても其の上に立つて事を爲さんの考へて、茲に新院を置き其の長となる事として黒田に首相を譲つて一は外交の離閣を避け、一は裏面の圓滑を計り、而して自分は矢張り最高位に在ると云ふ誠に利口な措置を取つた、斯うして黒田の藤岡が退けは又長派の自分が出ると云ふ默契が暗に伴ふのであるから、善く言へば最も英智なる政治家で、悪く言へば轉んでも只は起きぬ狡獪極まる男である。豫期の如く爾來薩長交互に内閣を變ふの因を爲すに至つた。

### 大同團結の煙散と黒田内閣の崩壊

伊藤が内閣を投げ出すに至るまでの間に於て民黨の最も活躍したものは後藤象次郎の大同團結で殆んど天下を風靡したものであつた、敵も味方も一丸となつて政府攻撃に當り、内部には谷其の他の缺陥が生じ遂に黒田内閣を出現したが、大同團結の火勢は益々旺盛を極める、他面には谷干城を盟主として起たうとする者鳥尾小彌太を中心としての保守中正派があつて歐化主義に反對し、井上馨を中心とする自治制研究会なども起つたがこれらは政府擁護者で振はなかつたが、兎に角世間は騒動しい、政府は茲に策無くんばあらずで、元

勳綱羅の政策を取る事とした、實は後藤を奪つて大同團結を粉砕するの策が大部分を占めて居るのであつた。失つ自治研究會の井上を農相とし、そして大貫目の後藤に意を示すや一諾の下に入つて遞相の椅子に就いた。此の事件の世人を驚かした事は一通りではない、會員の中には卒倒失神するほどに驚いた者もあつた、遂に大同團結は四分五裂となつて、後藤を罵り、後藤を恨んだ、併し罵る者も恨む者も却つて迂愚の誹りは免れない、抑々後藤に信頼したのが過ちであつたのだ、後藤たる者は堅實保守の人ではない、空洞茫莫として毀譽を顧みず坦懐にして雄大を好むの人で、節を變じ友を賣るなぞは小さい人間の事として一向頓着する事のない人である、其れだけに天下の權を握ると云ふやうな聞かからに、さも大きな問題となるや、何等の經綸も畫策も無く單に天下の權を握りたいの野心は滿々たるものであつた、伊藤内閣が條約問題で天下の信を失ふを見るや奮然起つて時局の人とならうとしたのであつた、彼の權幕と彼の大風呂敷とて起つたのであるから、巻き込まれたるも當然であるが、同志を棄て、廟堂に立つ事は彼れの豫期であるから後をも向かずさつさと入閣したのも彼れとしては當然の歸結である。

政府は此の策に成功し、一方大隈は極秘裡に條約改正問題の歩を進め九分九厘まで熟達した、と同時に大

隈の威勢は内閣を壓するに至つたので甚だ之れを喜ばざる者は樞密院の伊藤と農相の井上である、殊に井上は自分の失敗したものを大隈に成功されては功を奪はるゝの感深く其の失敗に歸せん事を望んで居た、喜ぶ者は改進黨のみで大に大隈を助けて居たが、一方舊自由黨の大反對なるを助けて打ち壊しに懸つたのは井上の率めた自治研究會で種々の攻撃に材料を與へて反對せしめた、其の反對の急先鋒は大井憲太郎の率ゆる關東自由黨で、二十二年七月七日條約改正中止の建白を元老院に呈出し、又斷行派も同手段を取つたが其の建白書は、中止百八十五通、斷行百二十通であつた。

閣員中反對者は井上後藤のみで恐るゝに足はず、外に對しては新聞雜誌の中止論を主張する者は發行停止を命じ、演説會は解散を命じ、一に勇往邁進するのみであつた、樞密院の反對は中止を陛下に奏聞するに至つた、時も時大隈は十月十八日の午後四時外務省門前に於て來島恒喜の爲めに爆彈投下の大活躍を演じ、遂に中止となると共に内閣總辭職となつて外交問題は再び失敗した。

第一二次の帝國議會

黒田内閣の後、一時の續きに三條を首相とし其の閣交渉の末、長岡山縣を以てし、伊藤井上は閣外より援助する事とし異動を行つた。首相山縣、農相岩村通俊、警視總監折田平内は黒田の股肱なるを以て、歸化長人田中光顯（土州）を以て代らせた、爾來内閣と共に總監の更迭さるゝのは茲に例を開いて居る。若川顯正を文相に、陸奥宗光を農相に、樺山資紀を海相に、白根專一を内務次官に、其の他は従前通りとして組閣は成つた。從來施設の責任は總理一人にて負擔し總理の更迭で結末を告げる事となつて居たが、伊藤も黒田も此の経験に懲りて、本内閣は連帶責任を持つ事と改めて第一次の山縣内閣は成り、而して諸制を改革して國會の開會を待つた。

政府が對議會の準備に忙殺さるゝ如く、民間に於ても準備に忙殺された。板垣は久しく土佐にあつて天下の形勢を觀て居たが二十三年の初春郷里を出た、當時全國政黨の狀態は大同團結分裂後殆んど群雄割據の有様である、板垣は之を糾合せんが爲めに諸國を遊説する事となり、政界は頗る多事となつた。而して七月一

日より三日に亘り總選舉を終了したが、議員は各國々士たる面目を備へ、行動進退正々堂々、一蹶の銅臭汚穢なく一念濫開政府を倒し租税の低減を計り、以て自由と休養とを得んとするのであつた、併し其の悉くが清士ではない、此一次選挙に於ても政府は相當の運動を以て與黨を作つてあるので、大別すれば與黨民黨中立の三派であつて朝野兩黨争闘となる事は止むを得ない、其の豫算總計八千三百餘萬圓に對し、波瀾重疊の後六百三十萬圓を削減したのみで閉會となつたが詰り一種の運動と解散風をはめかして軟化議員を醸成して政府の勝利となつたので、爾來民黨與みし易しの心を政府に生ぜしめた事は第一次に胚胎して、時の推移と共に其の度の激烈となり行く事は誰の罪であらう、選ぶ者に斷乎たる確信がないから幾たびも騙され幾たびも好餌に釣られて國家百年の計を過つのである事を知らねばならぬ。

山縣首相は議會に對する惡戰苦闘に疲れたるの故を以て二十四年五月六日職を辭して松方内閣となつた、連帶辭職の筈なりしを山縣一人の辭職によつた事は、山縣は止まつて第二議會の猛襲に立ち向ふほと勇氣を起し得なかつた爲めであるから他の閣員は留任した、併し松方では威嚇足らずと云ふので、閣外の元老伊藤、井上、黒田、山縣等が庇護するの約束を以てした、故に松方内閣を當時黒幕内閣と稱したのである、

この結果を堅うし第二議會に當らんとするに先だち一大事件の突發は五月十一日露國皇太子が天津の遭難であつた、爲めに陣容未だ完備せざるに更迭を餘儀なくされ、松方及び二三の留任のみであつた、茲に選舉界の暴君たる品川彌次郎が宮中顧問官より出て、内務大臣となつた事は民人の大禍たる事は後に知るゝのである。

天津事件に續いて更に一大事變は十月二十八日の濃尾の大地震であつた、政府は臨時費二百五十萬圓を支出し救恤を行ふ事となつた、然るに其の救恤は不可なきも、之を議會に廻る餘日あるにも關はらず、開會前に於て爲したる事は議會を無視たるものであつて茲に大問題を惹起するに至り、この上は聯合攻撃によつて閣族内閣を倒すべしと、板垣大隈の會合となり自由改進一致の歩調を取る事となつた、この險惡なる風雲に蔽はれたる十一月二十六日を以て第二次議會は開かれた。直に突撃せる民黨聯合軍は、政府の積極方針必ずしも不可なりと云ふにあらざるも、現政府は吾人之を信任する能はず、と云ふが骨子で總ての政府案を否決し去つて了つた。政府は總辭職か解散かの二つになつた、解散主張者は品川、樺山、高島等で、否解散は後藤と陸奥で大議論となつたが、如何せん八千三百餘萬圓の豫算を七千五百餘萬圓に削減するのであるから施

政方針が根本から違つて居る、この點から何うしても解散せねばならぬ事となり十二月二十六日解散となつたのである。

### 戦慄すべき選舉大干渉

政黨政派は殺氣を以て二十五年の新春を迎へた、即ち二月十五日臨時總選舉を行ふ事に對し初鳥の聲と共に運動に着手した。政府内では品川内相、高島陸相、樺山海相等が干渉論者で不可とする者は陸奥農相のみで硬論派の勝ちとなつた是が非でも吏黨の多數を當選させる方針を立て地方長官に命じ干渉せしむるのであつた。既に解散に不満を懐ける民黨は此干渉に對し大に怒り如何なる犠牲を拂ふも吏黨を破らざる可からずと言ふ勢ひなるを以て到る所殺傷を見ざるはなく國中大修羅場と化したのである。政府は民黨壯士の強勇に向つて豫政令なる勅令を發して縛り上げ大に氣勢を削いだ、併し結果は民黨の勝利とはなつたが重要人物の落選した事は甚だ打撃であつた、何れにしては民黨の多數は政府の不安とする處で甚だ善後の措置に困つた有様となり、加ふるに樞府議長伊藤博文は干渉を喜ばざる者で内閣に不満であり且つ干渉の結果が硬派の

所信を裏切つて居るので益々嫌はるものあつて辭職してつた爲め内閣の動搖となり品川内相は責任上辭任し、又意見の異つた陸奥も辭職して一部の改造となり副島種臣を内相とし、河野敏鐵を農相として、官民和衷の策を圖らんと民黨首領板垣と會見する等頻り官民の衝突を避ける事に力めた然るに内務次官たる白根專一は品川が去つて長州系は自分一人となつたので成らぬまでも踏みこたへて長閑の威嚴を保持せんと懸り暗中飛躍を試みつゝある、此の際地方官や警部長が東京に集まり黨閥の様子を見ると大に軟化の態度あるに憤慨し、曩には大臣の命令により忠實に大干渉せるを直に地方官を免黜して緩和を計らんとするは忠誠却て懲罰となる矛盾であるから飽まで政府部内の硬論を復讐すべしと運動を始めたので白根も機を透さず共に猛襲したので又方針は一變して硬論となり、然して第三次の議會は開かれ、若し諸豫算案を民黨が否決するに於ては内閣總辭職が再解散の二途のみなる爲め政府は保安條例に因つて東京市内の壯士等を三里以外に放逐して威壓するより益々民黨を怒らせた、獨り温厚なる副島は飽まで圓融に解決せんと板垣及び領袖星亨等と會見し緩和策を講じて居ると、吏黨は却つて副島を憎み其の職を動かさんとするまでに至つた、茲に於て副島も到底度し難きを知りて職を辭し松方は更に内相を兼任し議會に當つたが僅に震災地非常支出の承諾を得

たのみで豫算案は要領を得ずに議會は閉會するの奇觀を呈したのであつた。要するに臺閣藩閥の權政爭奪と吏僚の死活問題が因を爲して國政を弄するに外ならのである。

### 國民協會と二次伊藤内閣まで

第三次の議會は二十五年六月十五日を以て有耶無耶に閉會し、其の二十二日前内相品川彌次郎は、前年來の政變が往々政府の不利に陥るは之れ政府に有力な興黨なきが爲めである、故に新に訓練ある興黨を作つて民黨に當らざる可からずと考へ、渡邊洪基、曾根荒助、古莊嘉門等に意を含めて運動を開始し先づ西郷從道を説いて賛同せしめ、國民協會と稱し西郷を首領とし品川は副頭領と内定して兩名は直に樞府顧問の職を辭すると同時に政黨樹立を天下を發表して之れに入黨して疾風迅雷的に七十人の黨員を得て天下三分の策を建てた、此の機敏な活動には時人の驚異する所であつた。此の國民協會が後に戊申俱樂部になり、中央俱樂部となり、常に政府擁護の任に當つたのである、即ち品川西郷の逝くや桂に愛され大浦に庇護さたて政界の變機に漂蕩しつゝ今の憲政黨の一部か形成するに終つたものである、古い歴史を計ぬれば一寸不思議な感が起

るであらう。國民協會の成る翌日内閣の基礎を揺がすの事件が起つた、其れは有名な法官弄花事件で、大審院事務局長松岡康毅が、大審院長兒島惟謙以下一派の徒が弄花をしたと云ふを種に告發してこれ等を司法部内から掃きやうと懸つたのであるが證據不充分で罪にはならなかつた。要するに兩派の軋轢から起つたものである。此内紛を法相たる田中不二麿が制御する事が出来なかつたと云ふので責任上辭職した、閣員の動搖となつた、諸元勳は第二流人物の現内閣を解いて第一流元勳内閣を作らうと云ふのを松方首相は憤慨して容れず、自力缺員を充たし遣れるまで遣る氣になり、樞府顧問佐野常民を農相とし、農相の河野敏謙に内務と司法を兼ねしめた、河野が職に就く前に斯うした條件が成立つたのである「内に閣外元老の掣肘を受けぬ事、外に國民協會の援助を借らぬ事、選擧を干渉した地方官を處分し官民の軋轢を解く事、然らざれば命を拜するを得ず」と云ふので、就職したのであるから諸相には面白くない、併し河野は斷然約束に基いてドシ／＼干渉知事を處分して了つた。今日に至るも内閣倒壊し内務大臣の更迭と共に政黨的色彩を帯ぶ地方官も必ず更迭するのはこれに初まつたもので、爲めに政治上の利害も夥しいものである。

其處で閣内には長州が掃き土州が復活したから高島、樺山、大木等は國民協會と被處分知事等の應援

もありて「河野を處分せざれば我等連袂辭職すへし」と松方首相を威嚇したが、河野は失態がなくて職を棄つる理由がないと斷じて動かぬ、其處で兩者の反目は非常で松方は辭職し高島樺山も辭職し、殘留大臣より伏奏すると留任の命が松方に下り恩命を拜せんとするや海陸軍の官々等は松方に迫り、土州に與みして薩の代表者たる樺山高島の二人を餓首するに於ては今後斷じて海陸軍の大臣を出さぬと脅威するので松方も今は是非なしと辭表を出した。武人が藩閥思想を以て大官の任免を強逼し威壓政權授受の上に加ふるに至つたのは之を初めとして例を爲した、大正三年清浦内閣の流産に歸したのも海軍大臣の得る事が出来なかつた爲めで軍人が藩的ストライキは遺憾とするところである。

尙松方内閣は迂餘曲折の後改造する事となつて第二次伊藤内閣は薩長土肥の權衡を保ち二十五年八月五日に組織され二十九年九月十八日まで維持して居たのである。

此の藩閥官僚が一に自己の權政と富とを維持せん爲め干渉壓迫殺傷を事として立つに對し生命財産を棄て其の非を鳴らし關東民權を主張せし者は誰れか、近藤相當に功績は擧げたるも其の最も難に處したるは我が三多摩の志士同人を以て推すの過賞でない事は事實の示す處である。

選良一覽

神奈川縣及東京府下八郡

神奈川縣下

第六區

明治廿三年第一回(小選舉區)

明治廿五年第二回(小選舉區)

山口左七郎

明治二十七年第三區(小選舉區)

東京府下八郡

第一區 橫濱 島田三郎

橫濱 島田三郎

第十區 南足立 林和

第二區 久良岐 山田泰造

久良岐 山田泰造

第十一區 北豐島 淺香克孝

第三區 西多摩 石坂昌一

西多摩 石坂昌一

第十二區 任原 高木正年

第四區 三浦 山田東次

三浦 山田嘉毅

第十三區 中村克昌

第五區 津久井 中島信行

津久井 山田嘉毅

第十四區 高木正年

第六區 愛甲 中島信行

愛甲 福井直吉

第十五區 高木正年

第七區 北多摩 瀨戸岡爲一郎

北多摩 瀨戸岡爲一郎

第十六區 高木正年

第八區 南多摩 瀨戸岡爲一郎

南多摩 瀨戸岡爲一郎

第十七區 高木正年

第九區 西多摩 瀨戸岡爲一郎

西多摩 瀨戸岡爲一郎

第十八區 高木正年

第十區 北多摩 瀨戸岡爲一郎

北多摩 瀨戸岡爲一郎

第十九區 高木正年

第十一區 南多摩 瀨戸岡爲一郎

南多摩 瀨戸岡爲一郎

第二十區 高木正年

第十二區 西多摩 瀨戸岡爲一郎

西多摩 瀨戸岡爲一郎

第二十一區 高木正年

第十三區 北多摩 瀨戸岡爲一郎

北多摩 瀨戸岡爲一郎

第二十二區 高木正年

第十四區 南多摩 瀨戸岡爲一郎

南多摩 瀨戸岡爲一郎

第二十三區 高木正年

第十五區 西多摩 瀨戸岡爲一郎

西多摩 瀨戸岡爲一郎

第二十四區 高木正年

第十六區 北多摩 瀨戸岡爲一郎

北多摩 瀨戸岡爲一郎

第二十五區 高木正年

第十七區 南多摩 瀨戸岡爲一郎

南多摩 瀨戸岡爲一郎

第二十六區 高木正年

第十八區 西多摩 瀨戸岡爲一郎

西多摩 瀨戸岡爲一郎

第二十七區 高木正年

第十九區 北多摩 瀨戸岡爲一郎

北多摩 瀨戸岡爲一郎

第二十八區 高木正年

第二十區 南多摩 瀨戸岡爲一郎

南多摩 瀨戸岡爲一郎

第二十九區 高木正年

第二十一區 西多摩 瀨戸岡爲一郎

西多摩 瀨戸岡爲一郎

第三十區 高木正年

第二十二區 北多摩 瀨戸岡爲一郎

北多摩 瀨戸岡爲一郎

第三十一區 高木正年

第二十三區 南多摩 瀨戸岡爲一郎

南多摩 瀨戸岡爲一郎

第三十二區 高木正年

第二十四區 西多摩 瀨戸岡爲一郎

西多摩 瀨戸岡爲一郎

第三十三區 高木正年

第二十五區 北多摩 瀨戸岡爲一郎

北多摩 瀨戸岡爲一郎

第三十四區 高木正年

第二十六區 南多摩 瀨戸岡爲一郎

南多摩 瀨戸岡爲一郎

第三十五區 高木正年

第二十七區 西多摩 瀨戸岡爲一郎

西多摩 瀨戸岡爲一郎

第三十六區 高木正年





同三十一年五月  
同三十三年六月十六日  
同四十五年一月十五日  
大正三年四月廿八日  
同四年八月十二日  
大正人年四月十八日

神奈川縣會議員

西多摩郡(定員二人)

明治十二年三月(第一期)  
田村半十郎  
土屋勤兵衛  
指田茂十郎  
同十四年二月(第二期)  
田村半十郎  
指田茂十郎  
同十七年四月(第四期)  
內野小兵衛  
木村源兵衛  
土屋勤兵衛  
同二十年十一月(第六期)  
田村半十郎  
瀨戶岡爲一郎  
同二十一年二月(第七期)  
指田茂十郎  
瀨戶岡爲一郎  
同二十三年二月(第八期)  
田村半十郎  
瀨戶岡爲一郎

南多摩郡(定員四人)

明治十二年三月(第一期)  
石坂昌孝  
補缺川口寬一  
同二十五年二月(第九期)  
木崎雄藏  
內山安兵衛  
瀨沼伊兵衛  
同二十六年二月(改選)  
木崎雄藏  
內山安兵衛  
瀨沼伊兵衛  
同十四年二月(第二期)  
富澤政七  
天野清助  
富澤政七  
同十六年二月(第三期)  
成內顯一  
青木正太郎  
土方正太郎  
同十七年四月(第四期)  
中溝昌弘  
成內顯一  
青木正太郎  
土方正太郎  
同十八年十一月(第五期)  
日野野山義順  
中溝昌弘  
青木正太郎  
成內顯一  
同二十年十一月(第六期)  
成內顯一  
青木正太郎  
同二十一年二月(第七期)  
谷合彌七  
青木正太郎  
同二十三年二月(第八期)  
土方房五郎  
補缺森久保作藏  
補缺村野常右衛門  
補缺細野喜代四郎  
補缺林副重





三浦郡(定員四人)

明治十三年三月(第一期)  
 森 市左衛門 平 戶 清 八  
 若 命 信 義 淺 葉 仁 右 衛 門  
 鹽 瀨 與 太 郎 永 島 庄 兵 衛  
 補 缺 古 谷 正 橋 同 一 三 年 九 月 (第 二 期)  
 若 命 信 義 古 谷 正 橋 同 一 三 年 九 月 (第 二 期)  
 古 谷 正 橋 鹽 瀨 與 三 郎 永 島 庄 兵 衛  
 補 缺 山 崎 元 孝 同 十 五 年 六 月 (第 三 期)  
 加 藤 泰 次 郎 永 島 忠 胤  
 同 十 七 年 四 月 (第 四 期)  
 永 島 忠 胤 永 島 庄 兵 衛 永 島 庄 兵 衛  
 補 缺 萩 原 太 郎 同 十 七 年 四 月 (第 四 期)  
 瀧 川 宗 益 青 木 嘉 平 次 郎  
 同 十 九 年 三 月 (第 五 期)  
 古 谷 正 橋 古 谷 正 橋 古 谷 正 橋  
 同 二 十 年 十 一 月 (第 六 期)  
 若 命 信 義 若 命 信 義 若 命 信 義  
 石 谷 正 橋 石 谷 正 橋 石 谷 正 橋  
 同 二 十 六 年 二 月 (第 九 期)  
 瀧 川 宗 益 瀧 川 宗 益 瀧 川 宗 益  
 同 二 十 一 年 二 月 (第 七 期)  
 若 命 信 義 若 命 信 義 若 命 信 義  
 同 二 十 三 年 二 月 (第 八 期)  
 古 谷 正 橋 古 谷 正 橋 古 谷 正 橋  
 同 二 十 五 年 二 月 (第 九 期)  
 天 野 藤 三 天 野 藤 三 天 野 藤 三  
 同 二 十 六 年 二 月 (改 選)  
 網 部 芳 太 郎 網 部 芳 太 郎 網 部 芳 太 郎  
 同 十 七 年 一 月 (第 四 期)  
 海 澤 久 一 海 澤 久 一 海 澤 久 一  
 同 十 八 年 三 月 (第 五 期)  
 永 野 茂 永 野 茂 永 野 茂  
 同 二 十 一 年 二 月 (第 七 期)  
 若 命 信 義 若 命 信 義 若 命 信 義  
 同 二 十 二 年 一 月 (第 二 期)  
 清 田 半 兵 衛 清 田 半 兵 衛 清 田 半 兵 衛  
 同 十 五 年 六 月 (第 三 期)  
 海 澤 久 一 海 澤 久 一 海 澤 久 一  
 同 十 七 年 一 月 (第 四 期)  
 小 宮 保 次 郎 小 宮 保 次 郎 小 宮 保 次 郎  
 同 十 八 年 三 月 (第 五 期)  
 井 上 篤 太 郎 井 上 篤 太 郎 井 上 篤 太 郎

津久井郡(定員二人)

明治十二年六月(第一期)  
 吉 野 十 郎 吉 野 十 郎 吉 野 十 郎  
 補 缺 三 樹 十 右 衛 門 補 缺 三 樹 十 右 衛 門 補 缺 三 樹 十 右 衛 門  
 同 十 三 年 九 月 (第 二 期)  
 三 樹 十 右 衛 門 三 樹 十 右 衛 門 三 樹 十 右 衛 門  
 同 十 五 年 六 月 (第 三 期)  
 和 智 保 章 和 智 保 章 和 智 保 章  
 同 十 七 年 四 月 (第 四 期)  
 梶 野 敬 三 梶 野 敬 三 梶 野 敬 三  
 補 缺 岡 部 芳 太 郎 補 缺 岡 部 芳 太 郎 補 缺 岡 部 芳 太 郎  
 同 十 八 年 十 一 月 (第 五 期)  
 同 二 十 年 十 一 月 (第 六 期)  
 梶 野 敬 三 梶 野 敬 三 梶 野 敬 三  
 同 二 十 一 年 二 月 (第 七 期)  
 梶 野 敬 三 梶 野 敬 三 梶 野 敬 三  
 同 二 十 三 年 二 月 (第 八 期)  
 平 本 齋 一 郎 平 本 齋 一 郎 平 本 齋 一 郎  
 同 二 十 五 年 二 月 (第 九 期)  
 天 野 藤 三 天 野 藤 三 天 野 藤 三  
 同 二 十 六 年 二 月 (改 選)  
 網 部 芳 太 郎 網 部 芳 太 郎 網 部 芳 太 郎  
 同 十 七 年 一 月 (第 四 期)  
 海 澤 久 一 海 澤 久 一 海 澤 久 一  
 同 十 八 年 三 月 (第 五 期)  
 井 上 篤 太 郎 井 上 篤 太 郎 井 上 篤 太 郎  
 同 十 五 年 六 月 (第 三 期)  
 海 澤 久 一 海 澤 久 一 海 澤 久 一  
 同 十 七 年 一 月 (第 四 期)  
 小 宮 保 次 郎 小 宮 保 次 郎 小 宮 保 次 郎  
 同 十 八 年 三 月 (第 五 期)  
 井 上 篤 太 郎 井 上 篤 太 郎 井 上 篤 太 郎  
 同 十 二 年 一 月 (第 二 期)  
 清 田 半 兵 衛 清 田 半 兵 衛 清 田 半 兵 衛  
 同 十 五 年 六 月 (第 三 期)  
 海 澤 久 一 海 澤 久 一 海 澤 久 一  
 同 十 七 年 一 月 (第 四 期)  
 小 宮 保 次 郎 小 宮 保 次 郎 小 宮 保 次 郎  
 同 十 八 年 三 月 (第 五 期)  
 井 上 篤 太 郎 井 上 篤 太 郎 井 上 篤 太 郎

愛甲郡(定員二人)

同 二十年十一月(第六期) 永野 茂  
 同 二十一年二月(第七期) 井上篤太郎  
 同 二十三年二月(第八期) 小宮保次郎  
 補缺中 村得治  
 同 二十五年二月(第九期) 難波惣平  
 同 二十六年二月(改選) 永野 茂  
 同 二十年十一月(第一期) 菊池小兵衛  
 同 十四年二月(第二期) 山本作左衛門  
 同 十五年六月(第三期) 井上欣平  
 同 十七年四月(第四期) 菊池小兵衛  
 同 十八年十一月(第五期) 山本嘉毅  
 同 二十年十一月(第六期) 長谷川彦八  
 同 二十一年二月(第七期) 長谷川彦八  
 同 二十二年二月(改選) 永野 茂  
 同 二十五年二月(第九期) 難波惣平  
 同 二十六年二月(改選) 永野 茂

高座郡(定員四人)

同 二十三年二月(第八期) 飯島 國保  
 同 二十五年二月(第九期) 山田 嘉毅  
 同 二十六年二月(改選) 金子小左衛門  
 同 二十三年二月(第八期) 菊池小兵衛  
 同 二十五年二月(第九期) 大島 正義  
 同 二十六年二月(改選) 高橋伊三郎  
 同 二十三年二月(第八期) 志村大輔  
 同 二十五年二月(第九期) 志村大輔  
 同 二十六年二月(改選) 志村大輔  
 同 二十三年二月(第八期) 志村大輔  
 同 二十五年二月(第九期) 志村大輔  
 同 二十六年二月(改選) 志村大輔

右者當選したるも選挙に不正を發見され同年五月二日内務省告示に依り取消となる再選挙に當り自由黨より大島正義、長谷川彦八、金子小左衛門、志村大輔、高橋伊三郎、今井榮次郎、福井直吉、杉山泰助、石井虎之助

子小左門輔、志村大輔の諸氏對時の爲め改進黨よりは川井考策、菊池小兵衛、高橋伊三郎、山田嘉毅、榎本儀兵衛等出馬して砲火を交ゆる程の大激戦を演出し其結果は遂に由自黨の勝利に歸した

大住郡(定員三人)  
 明治十二年三月(第一期) 今井榮次郎  
 同 十四年九月(第二期) 石井虎之助  
 同 十八年十一月(第五期) 福井直吉  
 同 二十年十一月(第六期) 石井虎之助

同二十六年二月(改選) 宮田實治 同二十六年二月(改選) 中川良知  
 山口左七郎 同二十六年二月(改選) 佐藤政吉 同二十六年二月(改選) 水島保太郎  
 石井虎之助 同二十一年(第七期) 大實彌七郎 同十九年十一月(第五期) 水島保太郎  
 福井直吉 同二十一年(第七期) 森鏗三郎 同二十年十一月(第六期) 中川良知  
 宮田寅治 同二十一年(第七期) 山口左七郎 同二十年十一月(第六期) 中川良知  
 山口左七郎 同二十三年二月(第八期) 須藤才二郎 同二十二年二月(第七期) 伊達時知  
 宮田寅治 同二十三年二月(第八期) 補缺水島保太郎 同二十二年二月(第七期) 中川良知  
 補缺森鏗三郎 同二十三年二月(第八期) 中川良知 同二十三年二月(第八期) 水島保太郎  
 佐藤政吉 同十四年二月(第二期) 中川良知 同二十三年二月(第八期) 中川良知  
 山口左七郎 同十四年二月(第二期) 中川良知 同二十三年二月(第八期) 中川良知  
 補缺前田久治 同十五年六月(第三期) 伊達時知 同二十五年二月(第九期) 水島保太郎  
 同二十五年二月(第九期) 森鏗三郎 同十五年六月(第三期) 伊達時知 同二十五年二月(第九期) 水島保太郎  
 大實彌七郎 同十七年四月(第四期) 伊達時知 同二十五年二月(第九期) 水島保太郎  
 佐藤政吉 同十七年四月(第四期) 伊達時知 同二十五年二月(第九期) 水島保太郎  
 補缺足立晴吉 同十七年四月(第四期) 伊達時知 同二十五年二月(第九期) 水島保太郎

淘綾郡(定員二人)

同二十六年二月(改選) 水島保太郎 同二十六年二月(改選) 吉田清太郎  
 曾根田重兵衛 同十八年十一月(第五期) 相原惠佐 同二十六年二月(改選) 井上丑之丞  
 足柄上郡(定員二人) 同二十年十一月(第六期) 補缺安藤龜太郎 同二十六年二月(改選) 井上丑之丞  
 明治十二年三月(第一期) 辻村總兵衛 同二十一年二月(第七期) 相原惠佐  
 熊澤又藏 同二十一年二月(第七期) 相原惠佐  
 補缺下山萬之助 同二十三年二月(第八期) 辻村總兵衛  
 同二十三年二月(第八期) 下山萬之助 同二十三年二月(第八期) 辻村總兵衛  
 武尾彌十郎 同二十五年二月(第九期) 辻村總兵衛  
 同二十五年二月(第九期) 武尾彌十郎 同二十五年二月(第九期) 辻村總兵衛  
 同十五年六月(第三期) 武尾彌十郎 同二十五年二月(第九期) 辻村總兵衛  
 同十五年六月(第三期) 武尾彌十郎 同二十五年二月(第九期) 辻村總兵衛  
 同十七年三月(第四期) 相原惠佐 同二十五年二月(第九期) 辻村總兵衛  
 同十七年三月(第四期) 相原惠佐 同二十五年二月(第九期) 辻村總兵衛

足柄下郡(定員二人)

星野次郎右衛門  
大友龜太郎  
補缺原利兒  
同十五年(第四期)

大友龜太郎  
原利兒  
小澤長十郎  
同十八年十一月(第五期)

大友龜太郎  
原利兒  
小澤長十郎  
同二十年二月(第六期)

小澤長十郎  
大友龜次郎  
小澤長十郎  
同二十一年二月(第七期)

小澤長十郎  
補缺長谷川豐吉  
同二十一年二月(第七期)

大友龜太郎  
原利兒  
長谷川豐吉  
同二十二年七月(第八期)

長谷川豐吉  
原利兒  
長谷川豐吉  
同二十五年五月(第九期)

長谷川豐吉  
補利天野門左衛門  
吉田義方  
同二十六年二月(改選)

長谷川豐吉  
今井德左衛門  
小澤衡平  
同二十六年二月(改選)

長谷川豐吉  
今井德左衛門  
小澤衡平  
同二十六年二月(改選)

橫濱市(定員六人)

明治十二年三月(第一期)

平沼專藏  
戶塚千太郎  
早矢仕有的  
原善三郎  
木村利右衛門  
(以下略)

東京府會議員

明治二十六年五月

根岸太郎  
內山安兵衛  
瀨沼伊兵衛  
宿谷磯吉  
井上吉之助  
森久保作藏

同

西多摩郡 定員四名

木村源兵衛  
小田富藏  
石田茂助  
杉田彌七  
南多摩郡 定員五名  
土方篠三郎  
井上吉之助

北多摩郡 定員五名

田中三四郎  
西山八郎  
佐伯幸四郎  
吉野泰三  
比留間邦之助

同

西多摩郡 定員四名

木村源兵衛  
根岸太郎  
下田伊左衛門  
瀨沼伊兵衛  
南多摩郡 定員五名

北多摩郡 定員五名

大久保善左衛門  
比留間邦之助  
比留間清十郎  
西野芳寬  
市倉芳次郎

北多摩郡 定員五名

大久保善右衛門  
小田九一郎  
比留間清十郎  
西野芳寬  
市倉房次郎  
(備考) 明治三十二年六月府縣制執行により改正さる  
三十二年九月  
瀨沼伊兵衛  
森田退藏

明治二十五年二月 府會議長 須藤時一 雄 明治三十五年八月  
 明治二十七年二月 府會議長 松野秀世 雄 明治三十六年九月  
 明治二十九年二月 府會議長 吉野英經 雄 明治三十七年九月  
 明治三十一年二月 府會議長 相野喜兵衛 雄 明治三十八年十二月  
 明治三十三年二月 府會議長 江野俊一 雄 明治三十九年十一月

南多摩郡 根岸 太助 八王子市 小川時太郎  
 青木 純造 大正十三年六月 西多摩郡 岸 忠左衛門  
 補缺 澤井 政良 西多摩郡 岩浪 光二郎  
 北多摩郡 小柳 九一郎 南多摩郡 森 円藏  
 石井 寅三

北多摩郡 高城 正治  
 榎本 利亮  
 中村 亨  
 八王子市 木住野朝三

府會議長 井芳野 上吉之助  
 府會議長 小齋 林一孝  
 府會議長 田齋 藤光孝  
 府會議長 小齋 藤村 顯治  
 府會議長 小齋 島藤 官治  
 府副議長 齋藤 源 治

歷代東京府會議長

南多摩郡 林 副 重  
 井上吉之助  
 北多摩郡 富澤 松之助  
 比留間 邦之助  
 補缺 秋本 喜七  
 同 三十六年九月  
 西多摩郡 瀨沼 伊兵衛  
 小澤 芳重  
 南多摩郡 林 井 寅太郎  
 井上吉之助  
 補缺 瀧 谷 龜藏  
 北多摩郡 秋本 喜七  
 佐伯 幸四郎

同 四十年九月  
 西多摩郡 瀨沼 伊兵衛  
 小澤 芳重  
 補缺 木崎 平六  
 南多摩郡 松井 寅太郎  
 補缺 富澤 政賢  
 北多摩郡 瀧 谷 龜藏  
 秋本 喜七  
 佐伯 幸四郎  
 同 四十四年九月  
 西多摩郡 木崎 平六  
 瀨沼 伊兵衛  
 南多摩郡 齊藤 政吉

大正四年九月  
 西多摩郡 木村 信三  
 瀨沼 伊兵衛  
 南多摩郡 大塚 七兵衛  
 平林 定兵衛  
 北多摩郡 中村 半左衛門  
 紅林 七五郎  
 大正八年九月  
 西多摩郡 岸 忠左衛門

北多摩郡 富澤 政賢  
 秋本 喜七  
 補缺 紅林 七五郎  
 井上平左衛門





神奈川縣常置委員

自明治十四年  
至明治廿五年

區部

郡部

木村利右衛門  
來栖壯兵衛  
戸塚千太郎  
朝田又七郎  
田邊郷左衛門  
中山安次郎  
本多武右衛門  
吉野泰三郎  
田村半十郎  
谷合彌七郎  
福井直吉  
古谷正橋  
山本作左衛門  
中川良知  
佐藤貞幹  
成内顯一郎

區部

指田茂十郎  
中村克昌  
菊地小兵衛  
島田三郎  
肥田龍  
島田豐寬  
中山忠次郎  
海老塚四郎兵衛  
小野光景  
今村角太郎  
宮川友鶴  
增田勤七郎  
齋藤松三  
河野與七  
最上幸吉  
福島辰次郎

中山太次郎  
樋口登久次郎  
關島宇兵衛  
大谷嘉兵衛  
黒部與八郎  
河村三郎  
中村昌弘  
岩田道之助  
大友龜太郎  
青木正太郎  
山口左七郎  
梶野敬三郎  
宮田寅治  
森久保作藏  
添田和義  
村野常右衛門

東京府常置委員

明治二十六年十一月

同二十七年二月

同二十九年二月

長谷川豐吉  
下田伊左衛門  
志村大輔  
德増源太郎  
難波惣平

森久保作藏  
瀬沼伊兵衛  
井上吉之助  
瀬沼伊兵衛  
比留間邦之助  
小澤富太郎  
安藤富太郎  
相澤喜兵衛  
田中新造

藤田訥吉郎  
佐藤政吉郎  
土方房五郎  
岡部芳太郎  
森部三郎

三多摩政戰史料 終

大正八年十月

栗山友次郎	常田大藏	淺賀長兵衛	補缺 伊賀長兵衛	補缺 中島守利	根岸中助	朝倉虎治郎	大木金兵衛
-------	------	-------	----------	---------	------	-------	-------

東京府名譽職參事會員

同三十二年九月

高松新造	補缺 田中武平	中里邦之助	補缺 比留間三郎	內藤庄三郎	井上吉之助	瀨沼伊兵衛
------	---------	-------	----------	-------	-------	-------

同四十四年十月

瀨沼伊兵衛	井田忠信	富岡太郎	補缺 伊藤次郎	瀨沼伊兵衛	秋本英七	大木金衛	中島守利	伊藤祐次	村林彦之	井田忠信	花井源兵衛	瀨沼伊兵衛
-------	------	------	---------	-------	------	------	------	------	------	------	-------	-------

大正五年十月

鶴岡英文	豐田周作	淺賀長兵衛	中市兼吉	平島守利	朝倉虎次郎	木下信三郎	木村勝太郎	紅林七郎	大木金兵衛	伊藤祐次	中島守利
------	------	-------	------	------	-------	-------	-------	------	-------	------	------

同三十六年十月

井上吉之助	補缺 井上吉之助	瀨沼伊兵衛	補缺 瀨沼伊兵衛	秋本英七	中島守利	谷岡武治
-------	----------	-------	----------	------	------	------

同四十四年十月

瀨沼伊兵衛	秋本英七	大木金衛	中島守利	伊藤祐次	村林彦之	井田忠信	花井源兵衛	瀨沼伊兵衛
-------	------	------	------	------	------	------	-------	-------

大正六年十月

朝倉虎次郎	木村勝太郎	木下信三郎	紅林七郎	大木金兵衛	伊藤祐次	中島守利
-------	-------	-------	------	-------	------	------

同四十年十二月

秋本喜七	谷岡武治	中島守利	補缺 瀨沼伊兵衛	補缺 井上吉之助	瀨沼伊兵衛	井上吉之助
------	------	------	----------	----------	-------	-------

大正四年十月

伊藤祐次	中島守利	大木金衛	大木金衛	中島守利	伊藤祐次	村林彦之	井田忠信	花井源兵衛	瀨沼伊兵衛
------	------	------	------	------	------	------	------	-------	-------

大正七年十月

伊藤祐次	中島守利	大木金兵衛	大木金兵衛	中島守利	伊藤祐次	中島守利
------	------	-------	-------	------	------	------

大正十三年十月十五日印刷  
大正十三年十月二十日發行

版權  
所有

著者	渡邊 欽城
發行者	東京府立川町三〇一七番地 渡邊 一郎
印刷者	東京市芝區南佐久間町一ノ一 內 藤 政次
印刷所	東京市芝區南佐久間町一ノ一 會社 東京曙新聞印刷所

三多應政戰史料與附

非賣品

發行所

東京府立川町立川驛前  
電話立川二一〇番  
振替東京六六四二〇番

日本產業新報社

288
380

終